

入札説明書等配布一覧表

物品等の名称 [水道用次亜塩素酸ナトリウム]

No	名 称	部数等
1	入札説明書 (添付様式) ・一般競争入札参加資格確認申請書 ・競争入札に関する質問書 ・入札書 ・委任状	1部
2	仕 様 書	1部

(注) 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県企業局村山電気水道事務所

入札説明書

水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令、山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。）及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

(1) 契約に関する事務を担当する部局等

〒990-0711

西村山郡西川町大字吉川10-5 山形県企業局村山電気水道事務所 総務課

電話番号 0237(74)3207

(2) 仕様書に関する事務を担当する部局等

〒990-0711

西村山郡西川町大字吉川10-5 山形県企業局村山電気水道事務所 施設管理課

電話番号 0237(74)3207

2 入札参加者の資格

(1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

(2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加資格の審査等

(1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書を公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。

(2) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第1号）

(3) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。

(4) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和8年3月24日（火）までに通知する。

5 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和8年3月18日(水)午後3時まで契約担当部局等に別紙様式第7-1号により持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期日まで契約担当部局に到達しなければならない。
- (2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、山形県企業局村山電気水道事務所内閲覧所において閲覧に供する。

6 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する物品等の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

7 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書(別紙様式第8号)による。
- (2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参によるものとするが、郵送による提出も認める。(書留郵便に限る。)
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「物品等の名称」を記載すること。
- (4) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、入札公告の「入札の場所及び日時」で定めた時までには、契約担当部局に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。
- (5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状(別紙様式第9号)を作成し、提出させること。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者(支店長等の受任者を含む。)が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- (7) 入札価格には、輸送費、登録及び関税等通常取引において必要とされる諸経費を含む総額とする。

8 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県企業局職員を立ち合わせて開札を行う。

9 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

10 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

再度入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

11 落札者の決定方法

- (1) 規程第129条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県企業局職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

12 その他

- (1) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。

- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (6) 本件契約の条項は、規程の規定による物件購入契約約款による。
- (7) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

(様式第1号)

令和 年 月 日

山形県企業管理者 松澤 勝志 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

一般競争入札参加資格確認申請書

下記物品の調達等に係る入札参加資格について確認されたく申請します。
なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 調達物品等の入札公告日及び名称
 - 入札公告日 令和8年3月11日
 - 物品等の名称 水道用次亜塩素酸ナトリウム

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

(様式第 7-1 号)

令和 年 月 日

山形県企業管理者 松澤 勝志 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

競争入札に関する質問書

下記物品の調達等に係る仕様書等について、下記のとおり質問します。
記

1. 調達物品等の入札公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和8年3月11日
(2) 物品等の名称 水道用次亜塩素酸ナトリウム

2. 質問事項等

--

(様式第8号)

入札書

令和 年 月 日

山形県企業管理者 松澤 勝志 殿

入札者住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

[代理人氏名

印

印]

山形県公営企業財務規程及び山形県契約約款により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。

記

入札金額	¥
入札保証金額	免除
品名及び規格	水道用次亜塩素酸ナトリウム (規格は仕様書のとおり)
数量	仕様書のとおり
納入場所 又は引渡場所	仕様書のとおり
納入期間 又は引渡期限	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
摘要	

備考 「摘要」欄には物件売払契約に係る入札の場合にあっては代金納入期限等その他の場合にあっては必要事項を記入すること。

購入物品仕様書

1 品名 水道用次亜塩素酸ナトリウム

2 規格及び品質

(1) 規格

JWWA K 120:2008-2 (水道用次亜塩素酸ナトリウム) の「4.2品質」の「表1-品質」の特級製品I、または同等以上のものとする。

(2) 納入時の品質

浄水または浄水処理過程において、最大注入率で使用したときの浄水中の濃度が「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日付け厚生省令第15号)の第1条第1項第16号別表第1の基準に適合するものとする。

(最大注入率は50mg/Lとする。)

また表1の左欄に掲げる項目については、同表右欄に掲げる基準に適合すること。

表1

有効塩素	%	12.0以上
塩化ナトリウム (NaCl)	%	2.0以下

3 品質証明

納入者は契約後の最初の納入に際して、日本水道協会認証登録品の場合は認証登録証の写し及び品質試験成績書(自社検査のもの)を、認証登録品でない場合は品質試験成績書(計量証明事業所の発行するもの)を提出し、当所の承諾を得なければならない。

4 品質検査

納入毎の品質検査は、製品の品質試験成績表(自社試験結果)及び当該サンプルによる外觀等の確認によるものとする。(塩素酸については、ロット毎に検査すること。)

なお、契約期間中、当所において適時納入薬品を採取し品質検査を行うことがある。

5 購入予定数量 380,000 キログラム

6 数量検査

納入数量は、計量証明事業所の発行する計量証明書によるものとする。

数量の確認は当所が行う納入容量と比重から重量を換算する方法によるものとする。

7 納入

(1) 場所 西村山郡西川町大字吉川10-5 山形県企業局村山電気水道事務所

(2) 「4 品質検査」の品質試験成績表における自社試験日から起算して、7日以内に納入すること。

(3) 当所から物品の発注があったときは、当所が指定する納入日時にタンクローリー車により納入すること。